＜別表１＞第 20 回全国障害者スポーツ大会リハーサル大会競技・種目

※令和２年度の改正に合わせて修正する。

１．陸上競技

◎男女別・年齢区分別　△男女混合・年齢区分なし　▲男女別・年齢区分なし

			区分番号	障害区分	競走								跳躍			投てき			
					※2 50m	100m	200m	400m	800m	1500m	スラローム	※1 4×100mリレー	走高跳	立幅跳	走幅跳	砲丸投	ソフトボール投	ジャベリックスロー	ビーンバッグ投
肢体不自由	1	上肢	1	手部切断 片前腕切断又は，片上肢不完全 片上腕切断又は，片上肢完全	◎	◎				※4 ◎				◎	◎	◎	◎	◎	
			2	両前腕切断又は，片前腕及び片上腕切断 両上肢不完全	◎	◎							▲	◎	◎				
			3	両上腕切断又は，両上肢完全	◎	◎							▲	◎	◎				
		下肢	4	片下腿切断又は，片下肢不完全	◎	◎								◎	◎	◎	◎	◎	
			5	片大腿切断又は，片下肢完全	◎	◎								◎	◎	◎	◎	◎	
			6	両下腿切断	◎	◎								◎		◎	◎	◎	
			7	片下腿及び片大腿切断 両下肢不完全	◎									◎		◎	◎	◎	
			8	両大腿切断又は，両下肢完全												◎	◎	◎	
		体幹	9	体幹　※3	◎	◎								◎	◎	◎	◎	◎	
	2	脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	10	第6頸髄まで残存	◎	◎					◎								◎
			11	第7頸髄まで残存		※4	※4		※4	※4	◎								◎
			12	第8頸髄まで残存		◎	◎		◎	◎	◎					◎	◎	◎	
			13	下肢麻痺で座位バランスなし		◎	◎		◎	※4 ◎						◎	◎	◎	
			14	下肢麻痺で座位バランスあり		※4	※4		※4							◎	◎	◎	
			15	その他の車いす		◎	◎		◎							◎	◎	◎	
	3	脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	16	四肢麻痺で車いす使用	◎						◎								◎
			17	けって移動	◎						◎								◎
			18	片上下肢で車いす使用	◎						◎						◎	◎	
			19	上肢で車いす使用	◎	◎	◎		◎	◎	◎					◎	◎	◎	
			20	その他走不能												◎	◎	◎	
			21	上肢に不随意運動を伴う走可能	◎	◎	◎			◎				◎	◎	◎	◎	◎	
			22	その他走可能	◎	◎	◎			◎				◎	◎	◎	◎	◎	
	4		23	電動車いす常用							◎								◎
視覚障害　※5			24	視力0から0.01まで　※6	◎	◎	◎		◎	◎				◎	◎	◎	◎	◎	
			25	その他の視覚障害	◎	◎	◎		◎	◎			▲	◎	◎	◎	◎	◎	
聴覚・平衡機能障害，音声・言語・そしゃく機能障害			26	聴覚障害	◎	◎	◎		◎	◎			▲	◎	◎	◎	◎	◎	
知的障害			27	知的障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎		△	▲	◎	◎		◎	◎	
内部障害			28	ぼうこう又は直腸機能障害	◎					◎				◎	◎		◎	◎	

※1　4×100mリレーは男女混合とする。

※2　50m競走で使用する車いすは日常生活用とする。

※3　体幹とは頸部・胸部・腹部及び腰部（脊柱）のみに変形がある者（脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する）。
ただし，四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない。

※4　複数の障害区分にわたり1つの◎がついている場合は，1つの区分として競技をおこない，順位を決定する。

※5　視力は「矯正後の両眼視力」の和で判定する。視力の和を算出する際，光覚弁，手動弁は視力0，指数弁は視力0.01とする。

※6　障害区分24は光を通さないアイマスク又はアイシェードを装着する。

【注】競走競技は50mと100m，跳躍競技は立幅跳と走幅跳，投てき競技は障害区分8を除き，ソフトボール投とジャベリックスローの両方に申し込むことはできない。

２．水泳

◎男女別・年齢区分別　○男女別・1部　●男女別・2部　△男女混合・年齢区分なし

			区分番号	障害区分	自由形 25m	自由形 50m	背泳ぎ 25m	背泳ぎ 50m	平泳ぎ 25m	平泳ぎ 50m	バタフライ 25m	バタフライ 50m	※1 4×50mリレー	※1 メドレーリレー 4×50m
肢体不自由	1	上肢	1	手部切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			2	片前腕切断又は，片上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			3	片上腕切断又は，片上肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			4	両前腕切断又は，両上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			5	両上腕切断又は，両上肢完全 片前腕及び片上腕切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		下肢	6	片下腿切断又は，片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			7	片大腿切断又は，片下肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			8	両下腿切断又は，両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			9	両大腿切断又は，両下肢完全 片下腿及び片大腿切断	◎	◎	●	○	●	○	◎			
		上下肢	10	片上肢切断及び片下肢切断 片上肢不完全及び片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎			
			11	多肢切断又は，片上肢完全及び片下肢完全 両上肢不完全及び両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎			
		体幹	12	体幹	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
	2	脳原性麻痺（車いす常用以外で車いす常用）	13	第7頸髄まで残存	◎	◎	◎		◎					
			14	第8頸髄まで残存	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			15	下肢麻痺で座位バランスなし	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			16	下肢麻痺で座位バランスあり	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
	3	脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	17	四肢麻痺（車いす常用）又は， 上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	◎	◎	◎		◎					
			18	両下肢麻痺又は， 上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			19	片側障害で片上肢機能全廃	◎	◎	●	○	●	○	◎			
			20	その他の片側障害で走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			21	その他の走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
	4		22	浮具使用	◎	◎	◎		◎					
視覚障害　※2			23	視力0から0.01　※3	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			24	その他の視覚障害	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
聴覚・平衡機能障害，音声・言語・そしゃく機能障害			25	聴覚障害	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
知的障害			26	知的障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	△

※１　リレー，メドレーリレーは男女混合とする。

※２　視力は「矯正後の両眼視力」の和で判定する。視力の和を算出する際，光覚弁，手動弁は視力0，指数弁は視力0.01とする。

※３　障害区分23は光を通さないゴーグルを装着する。

障害区分のスタートは，水中スタートをしなくてはならない。

３．アーチェリー

●男女別

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">区分番号</td><td rowspan="2">障害区分</td><td colspan="2">リカーブ</td><td colspan="2">コンパウンド</td></tr>
<tr><td>50m･30m</td><td>30m･30m</td><td>50m･30m</td><td>30m･30m</td></tr>
<tr><td rowspan="9">肢体不自由</td><td rowspan="2">脳原性麻痺以外で
車いす常用</td><td>1</td><td>第8頸髄まで残存</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>2</td><td>その他の車いす</td><td>●</td><td>●</td><td rowspan="12">●</td><td rowspan="12">●</td></tr>
<tr><td rowspan="3">切断・機能障害</td><td>3</td><td>上肢障害</td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>4</td><td>下肢障害（椅子，車いす使用を含む）</td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>5</td><td>体幹</td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td rowspan="3">脳原性麻痺
（脳性麻痺，脳血管疾患，
脳外傷等）</td><td rowspan="3">6</td><td rowspan="3">脳原性麻痺
（椅子，車いす使用を含む）</td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td colspan="2">聴覚・平衡機能障害，
音声・言語・そしゃく機能障害</td><td>7</td><td>聴覚障害</td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td colspan="2">内部障害</td><td>8</td><td>ぼうこう又は直腸機能障害</td><td>●</td><td>●</td></tr>
</table>

※「第8頸髄まで残存」には，「第6頸髄まで残存」及び「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

４．卓球

◎男女別，年齢区分別　●男女別

<table>
<tr><td colspan="3">区分番号</td><td>障害区分</td><td>卓球</td><td>STT</td></tr>
<tr><td rowspan="14">肢体不自由</td><td rowspan="6">1</td><td rowspan="2">上肢障害</td><td>1</td><td>片上肢障害</td><td>◎</td><td></td></tr>
<tr><td>2</td><td>両上肢障害</td><td>◎</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">下肢障害</td><td>3</td><td>片下腿切断又は，片下肢不完全</td><td>◎</td><td></td></tr>
<tr><td>4</td><td>片大腿切断又は，両下腿切断
片下肢完全又は，両下肢不完全</td><td>◎</td><td></td></tr>
<tr><td>5</td><td>片下腿及び片大腿切断
両大腿切断又は，両下肢完全</td><td>◎</td><td></td></tr>
<tr><td>体幹</td><td>6</td><td>体幹</td><td>◎</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">2</td><td rowspan="3">脳原性麻痺以外で
車いす常用，使用</td><td>7</td><td>第8頸髄まで残存　※1</td><td>◎</td><td></td></tr>
<tr><td>8</td><td>座位バランスなし</td><td>◎</td><td></td></tr>
<tr><td>9</td><td>その他の車いす</td><td>◎</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">3</td><td rowspan="5">脳原性麻痺
（脳性麻痺，脳血管
疾患，脳外傷等）</td><td>10</td><td>車いす使用</td><td>◎</td><td></td></tr>
<tr><td>11</td><td>杖又は，松葉杖使用</td><td>◎</td><td></td></tr>
<tr><td>12</td><td>上肢に不随意運動あり</td><td>◎</td><td></td></tr>
<tr><td>13</td><td>上肢に不随意運動なし</td><td>◎</td><td></td></tr>
<tr><td>14</td><td>片側障害</td><td>◎</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">視覚障害　※2</td><td>15</td><td>アイマスク有り　※3</td><td></td><td>◎</td></tr>
<tr><td>16</td><td>アイマスク無し</td><td>◎</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">聴覚・平衡機能障害，音声・言語機能障害，
そしゃく機能障害</td><td>17</td><td>聴覚障害</td><td>◎</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">知的障害</td><td>18</td><td>知的障害</td><td>◎</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">精神障害</td><td>19</td><td>精神障害</td><td>●</td><td></td></tr>
</table>

※1　「第8頸髄まで残存」には，「第6頸髄まで残存」及び「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

※2　視力・視野の程度に関わらず，アイマスクの有無で出場競技を分ける。

※3　障害区分15は，各自で用意したアイマスク又はアイシェードを装着する。

５．フライングディスク

◎区分なし　●男女別

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td colspan="2">アキュラシー</td><td colspan="2">ディスタンス</td></tr>
<tr><td>ディスリート5</td><td>ディスリート7</td><td>座位</td><td>立位</td></tr>
<tr><td>肢体不自由</td><td rowspan="5">◎</td><td rowspan="5">◎</td><td rowspan="5">●</td><td rowspan="5">●</td></tr>
<tr><td>視覚障害</td></tr>
<tr><td>聴覚障害</td></tr>
<tr><td>知的障害</td></tr>
<tr><td>内部障害（ぼうこう又は直腸機能障害）</td></tr>
</table>

６．ボウリング

知的障害者で男女別，年齢区分別に実施する。

７．バスケットボール

知的障害者で，男女別に実施する。

８．車いすバスケットボール

肢体不自由者の車いす使用者で，競技規則第８部第３条の規定に該当する者。

９．ソフトボール

知的障害者のみの競技とする。

10. グランドソフトボール

視覚障害者のみの競技とする。

11. バレーボール

聴覚障害者と知的障害者で，男女別に実施する。

精神障害者は，男女混合とする。

12. サッカー

知的障害者のみの競技とする。

13. フットベースボール

知的障害者のみの競技とする。